流山市営繕工事週休2日試行要領の実施に係る積算方法等の運用

第1 総則

本運用は、「流山市営繕工事週休2日試行要領(以下「要領」という。)」による週休2日を実施する営繕工事の積算方法等の運用についてとりまとめたものである。

第2 単価の補正方法等

- 1 実施要領第5条に定める労務費の補正方法は以下による。
- (1)複合単価

複合単価の労務単価は、実施要領第5条に規定した補正係数を乗じて 補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2)市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補 正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ·市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ·市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ·市場単価×改修補正率
- ·補正市場単価×改修補正率

附則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

「基準単価」「基準補正単価」とは、「千葉県公共建築工事積算基準等の運用」 第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、「千葉県公共建築工事積算基準等の運用」第4編第1章8(3)口.基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(または補正市場単価)を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 x 改修補正率